

参加規約

第1条（本イベントの概要）

本プログラムは、凸版印刷が従来培ってきた「印刷テクノロジー」による既存ビジネスの戦略課題をもとに、食やスポーツ、教育、地方創生など関西エリアでサービスの拡大が期待される分野・品種をピックアップ。柔軟なアイデアを持つ学生と凸版印刷がコラボレーションして新規事業を創出するものです。プログラムは「事業創造ステージ」、「市場評価ステージ」、「事業化ステージ」を約3か月ずつ3段階に分けて実施。「事業創造」ステージでのビジネスコンテストや、「市場評価ステージ」でのマーケットリサーチなどを通して凸版印刷の事業拡大を目的とした新ビジネスの創出を目指します。

2. 本イベントの日程及び会場は次の各号のとおりとします。

(1) 日程

①事業創造ステージ

2017年5月12日（金）～7月7日（金）

②市場評価ステージ

2017年8月下旬～2018年1月中旬予定

③事業化ステージ

2018年1月中旬～4月中旬予定

(2) 会場

中之島フェスティバルタワー 2 1F（凸版印刷株式会社 西日本事業本部 関西情報コミュニケーション事業部）

3. 運営主体・関係団体は次の各号のとおりとします。

(1) 主催

凸版印刷株式会社

(2) 協力

GOB Incubation Partners 株式会社

第2条（本イベントへの参加資格及び遵守事項）

本イベントには個人として参加することが可能です。

2. 参加を希望する個人は、本参加規約に同意の上、エントリーシートに必要事項を記載して申し込んでください。

3. 参加資格は以下のとおりです。

(1) 参加規約に同意していただくこと。

(2) 満20歳以上であること

(3) 本イベントの全日程に参加できること。なお、会場までの交通費、期間中の宿

泊費等はすべて参加者各自の負担となります。

(5) 第三者(所属する企業等を含む。)の知的財産権を使用しないこと。

4. 本イベントへの参加者は、主催者が応募者の中からエントリーシートの内容審査や抽選等の方法により適宜選考するものとします。
5. 参加者は、本イベントの円滑な運営に協力し、主催者及びスタッフの指示に従ってください。主催者は、参加者が本イベントの参加資格を満たさない、スタッフの指示に従わない、本イベントにおける制作活動に関し法令および公序良俗に違反する行為をする、他の参加者に迷惑を及ぼす行為をするなど、本イベントの運営に支障が生じると判断した場合には、本イベントの途中でであっても、当該参加者に対し以降の本イベントへの参加をお断りすることができるものとします。なお、これにより参加者に損害や不利益等が生じても、主催者は何らの責任を負わないものとします。
6. 前項の他、参加者が参加規約に違反した場合、本イベントへの参加あるいは受賞を取り消され、当該違反により生じた損害について賠償を請求されることがあります。
7. 本イベント中の健康管理は参加者自らで行ってください。参加者は十分な睡眠及び休憩を取るよう留意し、本イベント中に体調の不良を感じた場合は直ちに参加を中止するなど適宜の措置を行ってください。

第3条 (利用できる環境及び素材)

参加者は、主催者及び協力団体・企業がネットワークサーバ、ネットワーク環境、API、「モノづくり」素材等の環境及び素材を提供した場合、これらを利用することができます。その場合には、主催者の指示に従うものとします。

2. 本イベントで主催者及び協力団体・企業が提供する素材にかかる著作権等の知的財産権その他の権利は当該素材の提供者にそれぞれ帰属するものとし、参加者は本イベントにおける利用以外の目的に提供された素材を利用することはできません。
3. 参加者は、本イベントで使用するPCを自ら準備する他、主催者及び協力団体・企業が提供する以外のデータ、ソフトウェア、コンテンツ等の素材を、主催者の定める範囲内で本イベントに持ち込み、利用することができます。ただし、参加者は、参加者の準備する素材が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証し、万が一、当該素材の権利関係について第三者との間でクレーム、紛争が生じた場合はすべて参加者の責任において解決するものとします。

第4条 (収録及び公開)

主催者は、本イベントを動画撮影、写真撮影、録音等の方法により収録し、本イベントで開発された作品、成果物や発表内容とともに公開する他、主催者及び主催者の指定する第三者により各種媒体(テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、DVD等)において公開・利用することがあります。収録、公開される情報には、参加者の氏名、経歴、所属企業等のプロフィール、映像、写真、音声及び/又は肖像が含ま

れる可能性があります。

2. 参加者は、氏名、経歴、所属企業等のプロフィール、映像、写真、音声及び／又は肖像が記録・公開・利用されることに予め同意した上で本イベントに参加するものとし、主催者の自由な判断による記録、公開及び利用に関し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、作品・成果物に関する著作権人格権等を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。
3. 本イベントの参加者には第5条に定める秘密保持義務を遵守していただきますが、本イベントが収録及び公開を前提としていることに鑑み、参加者は公開されないことを望む著作物、発明、考案、アイデア、ノウハウ、コンセプト等については、本イベントで開示しないようにしてください。

第5条（成果物の帰属及び利用）

本イベントで主催者が収録した映像、写真・音声にかかる著作権等の知的財産権その他の権利はすべて主催者に帰属します。

2. 本イベントで主催者（主催者の協力団体、企業を含む。）、が提供した素材に関する知的財産権その他の権利は主催者に帰属するものとします。
3. 本イベントにおいて参加者が提示した情報及び、参加者が主催者や他の参加者と共同して創作・開発した成果（著作物、発明、考案、アイデア、ノウハウ、コンセプト等を含みこれらに限定されません。）に関する知的財産権その他の権利は、原則として主催者に帰属するものとします。
4. 参加者は、本イベントで主催者又は他の参加者に開示する情報に非公知情報が含まれていた場合、その開示内容にかかわるオリジナリティーの帰属や知的財産権の保護について主催者が何ら責任を負わない旨、予め了承するものとします。
5. 本イベントの成果物について製品化が可能と判断される場合、主催者及び参加者は製品化に向け協力するものとし、必要に応じ、主催者による成果物に関する知的財産権その他の権利の利用及び取得について協議するものとします。

第6条（反社会的勢力の排除）

参加者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者に該当、所属しないことを確約するものとします。

2. 参加者は、自らまたは第三者を利用して本イベントに関し次の行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1）主催者または他の参加者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （2）偽計または威力を用いて主催者の業務を妨害する行為
3. 参加者が前2項の確約に反することが判明したときは、主催者はただちに当該参加者の参加または受賞を取り消すとともに、当該参加者の参加により主催者に生じた損害の賠償を請求し、当該参加者はこれを賠償するものとします。

第7条（個人情報の取り扱い）

参加者は、本イベントへの参加申し込み及び参加にあたって主催者に提供した個人情報、以下の目的のために、主催者及び主催者の指定する第三者により、処理、保存、及び使用されることに同意するものとします。

- （1）本イベントの開催、運営、放送及びこれに関連する事項のため
- （2）主催者、共催者、協力者または協賛企業からの案内情報の提供や各種アンケート送付のため

2. 主催者の個人情報の取り扱い方針は、以下のURLを参照してください。

<http://toppan-amiten.com>

第8条（秘密保持）

本イベントにおいて参加者が開示し、又は開示を受けた情報は、主催者の広報等の目的で公表されることが予定されていますが、知的財産の取得機会の確保等の目的から、参加者は第2項に定める各情報（以下「秘密情報」といいます。）について、第3項に定める期間（以下「秘密保持期間」といいます。）秘密保持義務を負い、文書、口頭、メール、ブログ、SNSその他一切の方法を問わず、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

2. 秘密情報は、以下の各情報のうち参加者が本イベント中に開示し、又は開示を受けた時点で公表されていない情報をいいます。

（1）イベント情報

本イベントの経過及び結果に関する情報

（2）開発情報

本イベントにおける開発の内容に関する情報（本イベントにおいて開示し開示を受けた著作物、発明、考案、アイデア、ノウハウ、コンセプト等を含み、これらに限られない。）

（3）指定情報

主催者が秘密保持対象として特に指定した情報

3. 秘密情報の秘密保持期間は、それぞれ以下のとおりとします。

（1）イベント情報

主催者が、当該イベント情報を公表した時まで。ただし主催者が参加者による開示を許諾する旨明示したイベント情報についてはこの限りではありません。

（2）開発情報

①主催者が、当該開発情報を公表した場合

主催者が、当該開発情報を公表した時まで

②主催者が、当該開発情報を公表しなかった場合

1)当該開発情報の開発者は、主催者による本イベントの終了時まで当該開発情

報について秘密保持義務を負うものとし、ただし、当該開発情報について開発者と主催者等との間で製品・商品化に向けた検討が行われている場合、必要に応じ、別途秘密保持期間を定めるものとし、

2)当該開発情報の開発者以外の参加者は、開発者の許諾が無い限り、当該開発情報について主催者の本イベント終了後3ヶ月間、当該開発情報について秘密保持義務を負うものとし、

(3) 指定情報

主催者が指定した合理的な期間

第9条 (責任)

主催者は、法律に別段の定めがある場合を除き、参加者が本イベントに参加した結果、参加者に生じた損害や不利益、参加者同士または参加者と第三者との間の紛争等について一切の責任を負わないものとし、

2. 参加者は、この規約の定め違反し、主催者または第三者に対し損害を与えた場合には、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対し何ら迷惑、負担をかけさせないものとし、
3. 主催者は、参加者が消費者契約法第2条第1項に定める消費者である場合、主催者に故意または重大な過失がある場合には、参加規約の定めにかかわらず参加者に生じた直接かつ現実の損害を上限として賠償するものとし、なお、参加規約のいずれかの条項の一部または全部が効力を有しないと判断された場合にも、当該条項以外の条項は効力を有しないと判断された条項と一体のものを除きその効力を有するものとし、

第10条 (参加規約の変更)

主催者は、参加者への事前予告なく、必要に応じて参加規約を改定することができるものとし、この場合、主催者は改定の内容を参加者に周知するよう努めるものとし、

第11条 (準拠法及び合意管轄)

参加規約の解釈及び運用は日本法に準拠するものとし、また本イベントに関する訴訟は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、

以 上